

○国立大学法人埼玉大学経営協議会規則

〔平成16年4月1日〕
規則第5号

改正 平成17.10.28 17規則18 平成22.11.25 22規則55
平成27.1.22 26規則25 令和4.3.17 3規則43

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第20条及び国立大学法人埼玉大学学則第22条第2項の規定に基づき、経営協議会に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学外の有識者

2 前項第3号の委員は、非常勤とし、大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 経営協議会の委員の過半数は、第1項第3号の委員でなければならない。

(任期)

第3条 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人埼玉大学（以下「法人」という。）の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

(会議)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長からあらかじめ指名された理事がその職務を代理する。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 経営協議会は、原則として四半期ごとに議長が招集する。
- 4 前項に定めるほか、議長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上から請求があったときは、議長は臨時に経営協議会を招集する。
- 5 経営協議会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 経営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 経営協議会は、委員以外の役員又は職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 経営協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17.10.28 17規則18)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成22.11.25 22規則55)

1 この規則は、平成22年11月25日から施行する。

2 この規則施行の際、現に任命されている第2条第1項第3号の委員は、改正後の第3条第1項の規定に基づき任命されたものとみなす。

附 則 (平成27. 1.22 26規則25)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則43)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。